

## ガテマラのポルトランドセメント輸入に対するダンピング調査

(パネル報告 WT/DS60/R 提出日:1998年6月19日,採択日:1998年11月25日)

(上級委員会報告 WT/DS60/AB/R 提出日:1998年11月2日,採択日:1998年11月25日)

### I. はじめに

本件は、ガテマラがメキシコ産のセメントにダンピング防止税（AD税）を賦課したことに対して、メキシコがガテマラを小委員会に提訴した事案である。本件では、小委員会及び上級委員会を通じて、ダンピング防止協定（AD協定）に関する紛争解決手続が、紛争解決了解（DSU）に規定されるWTO紛争解決手続とどのように位置づけられるかが最大の争点となった。

小委員会は、AD協定上の紛争解決手続がDSUの特則を構成するとして、確定AD税等の特定の措置とは関係させずに、締約国のダンピング手続に関する義務違反を問えると判断して、本案についてガテマラの義務違反を認定した。ところが、上級委員会は、AD協定上の紛争解決手続もDSU上一体のものだと捉えて、確定AD税等の特定の措置とは関係させず、WTO紛争解決手続に提訴したメキシコの請求は違法と判断して小委員会判断を破棄し、本案判断を行わずにメキシコの申立てを退けた。

AD協定上の義務違反に関するWTO紛争解決手続の基本的な在り方を判示したものと  
して重要である。

### II. 事実の概要

#### 1. ガテマラによるメキシコ産セメントへのAD税の賦課

1995年9月21日、ガテマラの唯一のセメント製造会社である Cementos Progreso社はガテマラ経済省にメキシコ産のポルトランドセメントに対するダンピング調査を要請した。1996年1月11日に、経済省はダンピング調査を行う旨の公告を行い、1月22日にメキシコ政府に通知した。

1996年8月16日に、ガテマラ政府は、メキシコ産のポルトランドセメントに対して38.72パーセントの暫定AD税を賦課し、1997年1月17日には、89.54パーセントの確定AD税を賦課した。

## 2. WTO紛争解決手続への申立て

1996年10月15日にメキシコは、DSU4条・ダンピング防止協定（AD協定）17条3項に基づいて、メキシコ産ポートランドセメントについてガテマラが行ったダンピング手続に関して協議を申し入れた。これは、暫定AD税賦課後であって、確定AD税賦課前の時期であった。

メキシコとガテマラの協議は1997年1月9日に実施されたが紛争は解決されず、メキシコは2月4日にAD協定17条4項に基づいて小委員会の設置を求めた。

紛争解決機関（DSB）は、1997年2月25日にダンピング調査に関するガテマラの国内手続が終了するまで小委員会設置を延期することを決定し、3月20日にDSU6条に基づいて小委員会を設置した。

メキシコの請求は次の通りであった。

- ①ガテマラの主張する先決的抗弁の却下。
- ②ガテマラの措置の、GATT6条、AD協定2、3、4、5、6、7条及び付属書1の義務違反の宣言。
- ③ガテマラの措置がGATT及びAD協定上の義務に違反して、GATT23条の意味において、メキシコの利益を無効化または侵害したことの宣言。
- ④ガテマラに対して、セメントに賦課したAD税を取り消し、それによって徴収された税金を還付するようにとの勧告。

ガテマラのおもな抗弁は次の通りであった。

- ①確定措置は小委員会の付託事項外である以上、小委員会が確定措置を検討する権限を有していないことの宣言。
- ②メキシコの承認等に照らして、確定措置が小委員会の付託事項の範囲内でないことの宣言。
- ③暫定措置が「著しい影響」（AD協定17条4項）をもつものでないことをメキシコが主張せず、またそのような影響が立証されていないこと等に基づく、メキシコの苦情の棄却。
- ④暫定措置が7条1項に違反することをメキシコが主張せず、当然立証していないことに基づく、メキシコの苦情の棄却。
- ⑤ガテマラの行為のAD協定違反というメキシコの主張の棄却。

さらにガテマラは、ガテマラがAD協定に従って暫定措置及び確定措置を課したこと、また、たとえガテマラに手続上の瑕疵があったとしても、暫定措置に影響するものではないことを主張した。

小委員会手続では、エルサルバドル、ホンデュラス、アメリカ、カナダが第三国参加の希望を表明し、カナダを除く3国が、それぞれ主張を述べた。エルサルバドルの主張は、ガテマラのAD措置がAD協定に適合しており、またガテマラの最終的措置については、小委員会が審理する権限をもたないというものであった。ホンデュラスの主張は、ガテマラとまったく同一趣旨のものであった。アメリカは、手続上の瑕疵の主張は具体的な措置の確定をまっぴらに行われるべきであり、未成熟な提訴は退けられるべきだと、本件の手続上の違法性を主張し、他方ダンピング手続上の義務についてはガテマラの解釈が不当である旨の主張を行うなど、事件全体にわたって詳細な見解を示した。なお、後述の上級委員会の判断は、ダンピングに関するWTO紛争解決手続に関するアメリカの主張を全面的に受け入れたものである。

小委員会は、所定の手続を経て、1998年5月18日に最終報告書を提出した。

### Ⅲ. 小委員会の判断

#### A. 先決的問題

##### 1. 紛争は適切に付託されたか。

- ・ガテマラの主張：メキシコは協議要請時には、提訴対象は特定されていない。協議が確定AD税賦課決定前に要請されており、確定AD税は提訴対象ではない。暫定AD税も、メキシコは「重大な影響」があったことを示していない以上、提訴対象ではない。価格約束も問題ではない。これらの3つの措置が適切に提訴されていない以上、メキシコの請求は却下されるべきだ。
- ・メキシコの主張：協議は、調査開始手続、暫定AD税の賦課、最終段階の調査に関して行われたのであって、小委員会は請求を審理し、適切な勧告を出すことが要請されている。
- ・小委員会：決定すべきことは、小委員会の審理がガテマラの特化した3種の措置—暫定措置、最終的措置又は価格約束—のAD協定整合性に限定されるか、調査開始又は行為

の特定の側面のAD協定整合性も小委員会で審理される問題かという点である。

DSU 1条2項によって、AD協定17条4項から7項は、DSUに優先する。

AD協定17条4項は、明示された特定の問題 (specific matter) についてのみ小委員会が設置されるとは規定していない。AD協定17条4項の問題とは何かを問わなければならない。ガテマラは、問題が措置のAD協定整合性と関係していなければならないと主張するが、問題とは、加盟国がAD協定17条3項によって協議を要請した問題をさす。

AD協定17条3項は特定の種類の措置に関する協議に限定されず、その範囲はもっと広く、利益の無効化侵害があるだけでも足りる。このような無効化侵害は、加盟国の調査当局が手続的な義務を遵守しない状況でも起こる。

AD協定17条5項は、小委員会が「問題」を検討するために設置されると規定しており、検討されるのは、最終的措置等の「措置」だけではない。

このような解釈によって、AD協定17条は整合的な一式の規則群となる。ダンピングケースでは、紛争の対象は最終的措置等だけではなく、調査手続でとられた、又はとられなかった行為も協議の対象となりうる。そして最終的な賦課決定等が行われた後に、前記の問題についての小委員会が設置されることもある。

逆に否定的な結果が出た場合には、輸入国の行為の結果、輸出国の関心はなくなり、つまりムートになり、小委員会の設置は要請されない。

AD協定17条4項は、小委員会設置要請の適切な主題に関する条項ではなく、小委員会設置の時期に関する規定である。

AD協定17条3項は、17条4項、5項を意味あるものとするように解釈しなければならない。

DSU 19条1項は、「措置を・・・協定に適合させるよう勧告する」と規定しているが、AD協定については、「問題 (matter)」について協議が行われ、小委員会も設置された以上、問題について勧告できる。

また、たとえAD協定17条3、4、5項が一体とした紛争解決条項ではなかったとしても、加盟国の調査開始またその行為がWTO上の義務に整合的かどうかを小委員会が判断することを妨げるものではない。つまりGATT 23条は請求原因 (cause of action) を規定するが、そこには特定の「措置」しか無効化侵害を引き起こさないとは規定しておらず、DSUに「措置」と規定したことをガテマラのように理解すれば、D

S UがG A T T 2 3条を限定したことになるが、そのような解釈は採用できない。

## 2. 小委員会の権限

- ・ガテマラの主張：①メキシコの請求の中には、小委員会設置要請に記載されていないもの、②メキシコの請求の中には、協議要請に記載されていなかったもの、及び③新たな請求の中には、小委員会審理の段階で追加されたものがあり、これらの請求は、小委員会に適正に付託されたものではない。
- ・メキシコの主張：小委員会の設置要請の際に、請求を網羅することは不可能であり、D S Uも「特定の措置」を明示すればよいとだけ規定している。
- ・小委員会：請求の実体判断にはまだ至ってないので、上記の抗弁をこの段階で判断することは必要でも、適切でもない。

## B. AD協定5条5項に基づく輸出国への通知の懈怠

- ・メキシコの主張：1996年1月11日に経済省は、1月9日付けのダンピング調査開始の決定を公表したが、ガテマラ政府がメキシコ政府に調査開始を通知したのは1月22日であった。
- ・ガテマラの主張：調査開始決定の公表の日は調査開始日ではなく、メキシコに通知するまでの間には、一切調査を行っておらず、調査開始日は1月23日だった。
- ・小委員会：AD協定1条の注によれば、「『開始する』・・・とは、正式に調査を開始するための手続上の措置をとることをいう」とあり、この定義に従えば、ガテマラ政府の調査開始は1月11日であり、ガテマラ政府は、AD協定5条5項「当局は、・・・調査を開始する前に、関係輸出加盟国の政府に通知する。」に反した。

## C. 調査開始の違法性

AD協定5条2項と3項の関係について

- ・ガテマラの主張：5条2項の要件を満たせば、5条3項の要件は必然的に満たし、当局は調査を開始してもよい。
- ・メキシコの主張：申請者が合理的に入手可能な証拠が申請に付されていたといっても、

5条3項の要件を満たしたことにはならず、当局は証拠が十分であると認定してはじめて調査を開始することができる。

- ・小委員会：ガテマラの主張は採用できない。5条2項は、申請者に対する義務を規定したものであり、他方5条3項は、当局の、客観的な義務を規定したものである。このような仕組みは、一方では、国内産業の調査開始の利益を確保しながら、他方では、輸出業者の調査受忍負担のバランスを図ろうとしたものである。

小委員会の任務は、AD協定17条6項の審査基準に基づいて、新たに証拠を評価することではなく、調査当局が依拠した証拠が十分だったかどうかである。

1. ダンピング—経済省は、適正に、調査開始を正当化しうる十分な証拠があるとは決定できなかったはずである。
2. 重大な損害のおそれ—申立てられた輸入製品の数量に関する唯一の情報は、1995年8月の同一日に、ある一つの関税ポストを通じて輸入されたものである。
3. 因果関係：ダンピング及び損害の証拠が調査開始を正当化するためには不十分である以上、両者の因果関係の証拠も必然的に不十分である。

#### D. 勧告

- ・メキシコの主張：違法な調査開始の結果は取り消されなければならない以上、①AD措置の取り消し、及び②AD税の還付を勧告するように求める。
- ・ガテマラの主張：ガテマラの義務違反が認定された場合であっても、小委員会は、措置を関係協定上の義務に整合するように一般的に勧告できるとどまる。

- ・小委員会：DSU19条1項は、「関係加盟国に対し当該措置を当該協定に適合させるよう勧告する」としているにすぎず、提案しうるとされる「勧告を実施しうる方法」は勧告の一部ではなく、小委員会はそれを提案できるにすぎない。

AD協定5条5項については、小委員会は、ガテマラ政府に対して、当該措置を同条項に適合させるよう勧告するが、勧告を実施する方法は提案しない。

AD協定5条3項については、小委員会は、ガテマラ政府に対して、当該措置を同条項に適合させるよう勧告し、また調査全体が、不十分な基礎に基づいてなされた以上、

調査過程でその瑕疵は補正されず、したがって、現行のダンピング防止措置を取り消すことが、勧告を実施する唯一の途であることを提案する。

#### IV. 上級委員会手続

##### 1. 経過

小委員会判断に対して、1998年8月4日に、ガテマラは上級委員会に検討を申立てた。

ガテマラの第一の主張は、紛争が適正に小委員会に提訴されなかった点にあった。つまり、①協議及び小委員会手続において措置を特定する必要がなく、また②措置が、数百の実体的判断、手続的行為（action）をさすと小委員会が判断した点で過誤があるというのである。その他に、DSU 19条1項の解釈、無効化侵害の推定、AD協定5条3項の解釈についても、ガテマラは小委員会の判断の過誤を主張した（これらの点は上級委員会でまったく判断されなかったので議論の詳細は省略）。

メキシコは、紛争付託の適正性、義務違反の認定等について、全面的に小委員会の判断を支持した。

なお、上級委員会手続においても、アメリカが第三国参加を行った。アメリカは本件を「難しい事案」と位置づけたうえで、ガテマラの第1の主張に賛意を表しながら、ダンピング手続の違法性については小委員会の判断を支持し、メキシコにWTO紛争解決手続への適正な再付託を勧めた。

##### 2. 上級委員会判断

###### 1) AD協定17条とDSU

AD協定17条とDSUの関係に関する小委員会の解釈については、DSUは、統一的な紛争解決手続を構築している。AD協定は、DSU付属書1に掲載されて、DSUが適用される協定だと位置づけられているが（DSU 1条1項）、AD協定17条3項は、DSUに優先する特別または追加規定が掲げられている付属書2には掲載されていない。したがって、AD協定17条がDSUの適用法規に完全に置き換わるものではない。小委員会の解釈は「統一的な」紛争解決手続を反映したものではなく、AD協定17条の解釈を誤っている。

また小委員会は、「措置（measure）」を広く解しているが、それではGATT 1994違

反と同じになってしまい、「措置」と「請求」の差異が分からなくなる。

「問題 (matter)」は、DSU 6 条 2 項によって小委員会設置を請求するときに特定されていなければならない、「争われている特定の措置」と「請求の法的基礎」から構成される。結局、「措置」と「措置」に関して提出された「請求 (claim)」が、DSB に付託される「問題」を構成する。

AD 協定 17 条 5 項は、「問題となっている特定の措置 (specific measures at issue)」または「申立ての法的根拠について簡潔な要約を付す (to provide a brief summary of the legal basis of the complaint)」ことを要求していないが、17 条 5 項は、DSU 6 条 2 項に要件を付加したものにすぎず、6 条 2 項の要件を無意味なものにするものではない。

AD 協定 17 条 4 項を小委員会は時期に関する規定だと性格づけたが、同意できない。AD 協定 1 条は、「ダンピング防止措置」と「調査」を区別しており、AD 協定 17 条 4 項は「ダンピング防止措置」を、確定 AD 税、価格約束の受諾と暫定的措置に分類しており、そのどれかが問題だというときに紛争解決手続に提訴できる。

したがって、メキシコは、この紛争において「問題となっている特定の措置」を明示する必要がないという点で誤った。

## 2) 小委員会の付託権限

小委員会がメキシコの申出た請求を審理できるかどうかについて。メキシコは、「問題となっている特定の措置」が確定 AD 税か、暫定 AD 税かを特定する必要性を理解せず、単にガテマラの 3 つの行為 (action) のみを論じた。メキシコが確定 AD 税の取り消しを要求したという事実は、「問題となっている特定の措置」として確定 AD 税が特定されたことを意味しない。また小委員会請求を考慮し、口頭弁論におけるメキシコの主張に照らしても、暫定 AD 税が「問題となっている特定の措置」だと結論することはできない。

紛争が適切に提訴されなかった以上、メキシコ申立ては適正になされていない。したがって、小委員会はメキシコの主張を審理することはできない。

## V. 解説

### 1. はじめに

本件では、① AD 協定上の紛争解決手続と DSU の関係、② AD 協定の調査手続についての調査当局の瑕疵の有無及び③ AD 協定上の問題に関する小委員会勧告の性格が争点と



なった。しかし、上級委員会が①の点で、申立て国の請求を退けたために、WTO紛争解決手続上のケースローとして意味をもつのは、①の点に限られた。なお、この点は、AD協定に関する紛争解決手続の本質に関わっている。

## 2. AD協定に関する紛争解決手続の性格

1) AD協定には、協定上の権利義務に関する紛争を規律する、紛争解決手続の特則（17条）がある。まずAD協定17条3項は、加盟国が「問題（matter）」に関して協議の申立てを行えると規定する。その上で協議によって解決が得られなかったときには、17条4項は、「輸入加盟国の行政当局が最終的措置として確定的なAD税を課し又は価格に関する約束を認めた場合」、または「暫定措置が著しい影響を及ぼしている場合」に、紛争解決機関に付託できると規定する。問題は、17条4項が、①確定的なAD税の賦課、②価格に関する約束の承認、③著しい影響を及ぼす暫定措置という3種の措置に言及していることをどのように解するかにある。小委員会は、「問題」について協議がはじまった以上、引き続き当該「問題」について小委員会に申立てを行うことが可能であり、前記の3つの措置への言及は単にWTO紛争解決手続への提訴時期を述べているにすぎないと解した。つまり、暫定措置が出された以降は、申立て国はWTO紛争解決手続に提訴できるという趣旨である。

それに対して、上級委員会は、「問題」とは、「措置」、すなわち前記の3種の措置と、それについて出された「請求」だと理解し、WTO紛争解決手続に申立てを行う場合には、①確定的なAD税の賦課、②価格に関する約束の承認、③著しい影響を及ぼす暫定措置のいずれかの存在が必要だと説く。つまり、この3種の行為が、WTO紛争解決手続の対象となる「措置（measure）」だというのであり、当然それらなしに、WTO紛争解決手続に申立てができるはずはないという理解である。なお、協議段階では、17条3項が「問題」としてしか規定していないから、単なる手続義務違反で足りるが、小委員会付託段階では、上記いずれかの措置を前提としなければならないと解する余地もあるが、小委員会、上級委員会のいずれの採用する立場でもない。

この点がAD協定で問題になるのは、AD協定が、加盟国に実体的な義務を課すだけでなく、詳細な手続的な義務を課しており、それらの手続上の義務をWTO紛争解決手続にどのようにのせるかが問題になるからである<sup>(1)</sup>。手続上の義務違反はダンピング手続のすべての段階で種々起こりえ、当然、本件のように、確定AD税の賦課の前の段

階でも、手続違反の協議が始めてもよいと考える余地が出てくる。

G A T Tをはじめとする物品の貿易を規律する諸協定に関するW T O紛争解決手続の基礎を構成するG A T T 2 3条が、違反申立てについて、「他の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果」と表現して、締約国の「措置」を特段には問題としていない規定振りになっており、この点が小委員会の考え方の根拠とされる。他方、D S U 6条は、小委員会の設置にあたって「問題となっている特定の措置を明示すること」を要求しており、締約国の「措置」なしには、W T O紛争解決手続に付託できないような規定振りになっており、この点が上級委員会の考え方の根拠である。

結局、A D協定について、W T O紛争解決手続の対象が何かという問題に戻ってくる。A D協定上の紛争解決手続については、「審査基準 (standard of review)」がもっぱら大きく論じられているが<sup>(2)</sup>、この点は、W T O諸協定上の義務履行とW T O紛争解決手続による担保という観点からは、それに負けるとも劣らない重要な論点である。

この点の解釈については、アメリカの第三国陳述書が簡単に触れているように、立法者は、あくまで上記3種の措置についてのみ、W T O紛争解決手続が発動できるようにしようとの意思をもち、規定を作成したと見るべきであり、協定解釈としては、上級委員会の解釈を適切なものと考えざるをえないであろう。従来ほとんど意識されてこなかったが、G A T T 2 3条に規定されている締約国の義務の懈怠は、一般的には、加盟国の措置によって発生するために、D S U 1 1条が締約国の措置を明示するように求めても何ら困難は生じない。しかし、上級委員会が適切に指摘したように、A D協定は、1条で「措置」と「調査」を区別し、それを前提として1 7条4項で3種の「措置」が規定されるという構造となっている。つまり、D S U 1 1条がG A T T 2 3条と異なる概念—義務(2 3条)と措置(1 1条)—を用いたことを利用して、A D協定に関するW T O紛争解決手続の請求原因が、一部制限されたのである。

- 2) このような制限は、請求の対象の成熟性によって正当化されるものである。多数に上るダンピング手続上の義務の違反を、個々にW T O紛争解決手続で問題にしようというのでは、W T O紛争解決手続に限りなく提訴される可能性が生じる。そのため、3種の措置に対象を絞って、それらに関連させてはじめてW T O紛争解決手続で問題にしようという仕組みなのである。

このような上級委員会の解釈に従うと、手続的な義務違反を再三行っても、著しい影

響を及ぼす暫定措置がとられず、また最終的にもダンピング認定が行われない場合は、当該義務違反をWTO紛争解決手続には提訴できず、いわば手続的なハラスメントに対処できないという批判が出てくる可能性がある。暫定措置やダンピング認定をしないことを前提にすれば、どのような手続義務違反もし放題であり、他方輸出企業等関係企業は、それによって手痛い被害を受けることがありうるというのである。

しかし、この点は、小委員会の解釈をとっても問題が解決されないという点では同様である。つまり、小委員会は報告のなかで、最終的にAD税が賦課されなければ、事件はムートになると断言した。小委員会、上級委員会とも、最終的措置等、前記の3種の措置をどのようにするかがWTO紛争解決手続のおもな関心であり、それにかまさない手続上の義務違反の是正は関心の外だとすることでは共通している。行政訴訟の一類型である取消訴訟の対象が、「行政処分」と位置づけられる一定の行政庁の行為に限定されるとするのと同様である<sup>(3)</sup>。そして国内法であれば、行政処分に当たらない行政庁の違法な行為によって国民が被害を蒙った場合には、被害者は国家賠償法に則って国や地方公共団体から損害賠償を得ることができるが、WTO紛争解決手続には、国家賠償法に対応する救済システムを欠いている。つまり、ここで想定したような手続的なハラスメントの救済を正面から図るためには、WTO紛争解決手続中に損害賠償の仕組みを導入する以外に途はない。

つまり上級委員会の立場をとっても、実際上は、締約国がAD協定に関してWTO紛争解決手続を利用するうえで制約が生まれるのではない。AD協定についてWTO紛争解決手続がこのような仕組みの手続だと理解しておけば、この手続に合致する形で、他の締約国の義務違反を問題にすればいいだけである。つまり、AD協定に関するWTO紛争解決手続の救済可能性について、小委員会と上級委員会の判断で、実質的な差が生まれるものでない点に注意しておく必要がある。つまり、本件ではメキシコの提訴は門前払いとなったが、同種の事案では、もちろん上級委員会の見解によっても、被害国の救済可能性が失われるわけではない。なぜなら、本件でもWTO紛争解決手続への提訴を確定AD税の賦課後までまてばよかっただけだからである。事実、アメリカは、上級委員会に対して行った意見表明で、メキシコには再度ガテマラをWTO紛争解決手続に提訴する途があると述べている。

紛争解決手続の司法化が進むと、手続の細部をきちんと理解していない国は、本当は勝てる訴えで負けてしまうということが起こることが、実例によって示された。

3) 上級委員会の解釈をとった場合、本件で、メキシコの請求を認める余地はなかっただろうか。この点は、メキシコが確定AD税賦課前にガテマラとの間で協議を行っており、暫定措置を対象にするのならともかく、確定AD税をWTO紛争解決手続で掴まえることはできない。確定AD税を問題にしたい場合は、いくらその前に協定上の義務違反があっても、確定AD税が賦課される迄はWTO紛争解決手続に提訴してはいけないのである。もちろん暫定措置を問題にするというのであれば別である。つまり、本件で行われた協議は、暫定AD税賦課後で、また確定AD税賦課前に開始されており、法的には、暫定AD税についての協議と解釈されるものだったことになる。

### 3. その他

1) 小委員会段階で示された調査開始手続に関する判断は妥当なものであり、小委員会レベルの判断にとどまってしまったが、ガテマラのような解釈を今後とることが難しくなったことは間違いないところであろう。

2) 小委員会段階で勧告と提案を区別して発表された点も重要である。このやり方は、DSUに沿ったものであることは間違いないが、従来、ダンピング事件において徴収済みの税について、還付請求の判断が示され（ニュージーランドの変圧器事件等<sup>(4)</sup>）、それが決定（GATT 23条）または裁定（DSU 11条）として、勧告以上の意味をもつように解されることもあった<sup>(5)</sup>。しかし、本件小委員会の判断は、このような解釈の余地を封じ、還付請求を、勧告を実施するための単なる提案と位置づけた。

もちろんこの判断は小委員会限りのものであるが、将来のダンピング事件で今後一定程度影響力をもつものとするべきであろう。

#### 【注】

---

<sup>(1)</sup> 国際法上の義務は、①結果達成の義務、②方法の義務、③一定の事態防止の義務に分類され、WTO協定上の義務もほとんどが①結果達成の義務であるが、AD協定は、加盟国がとるべき調査手続を規定し、その意味では②方法の義務を規定する。

<sup>(2)</sup> Cf. Jacques H. Bourgeois, "GATT/WTO Dispute Settlement Practice in the Field of Anti-dumping Law," in *International Trade Law and the GATT/WTO Dispute Settlement System* (1997), pp.297-299.

---

(3) 阿部泰隆「取消訴訟の対象」『現代行政法体系4 行政争訟』(1983),pp.199ff.参照。

(4) 須網隆夫「第7章 事後的救済措置・遡及的保護(損害賠償その他)」『WTO紛争 解決手続の改正提案の検討』(公正貿易センター, 1998), pp. 122-127. 小寺彰「国際コントロールの機能と限界」『国際法外交雑誌』95巻2号(1996), pp. 21-30. 参照。

(5) Ernst-Ulrich Petersmann, "The Dispute Settlement System of the World Trade Organization and the Evolution of the GATT Dispute Settlement System Since 1948," *Common Market Law Review*, Vol.31 (1994), p.1181.

(小寺 彰)